

◎新潟県告示第1126号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和3年10月15日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
有限会社新発田介護センター	新潟県新発田市東新町4丁目1番10号	有限会社新発田介護センター	訪問介護	令和3年8月19日	令和3年9月30日
健康倶楽部かわぐち老人デイサービスセンター	新潟県長岡市西川口1247番地1	社会福祉法人苗場福祉会	通所介護	令和3年9月14日	令和3年9月30日
特別養護老人ホームまおろしの郷	新潟県五泉市馬下1429番地	社会福祉法人中東福祉会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和3年8月27日	令和3年9月30日